

2017年7月31日

京都大学各部局長、共同事務部長 殿

京都大学職員組合

中央執行委員長 白岩 立彦

### 時間雇用教職員に係る「例外措置」適用についての要請書

日頃は本学の教育・研究・医療の発展のためにご尽力されておられますことに敬意を表します。

当組合は、時間雇用教職員の雇用について、従前から1年単位の雇用や例外措置による雇用期間延長ではなく、無期雇用契約とすることを主張してきており、2005年より就業規則に盛り込まれた雇用上限5年制度の撤廃を要求してきました。

しかし、京大法人は現時点においても雇用上限5年制度と、6年目を新規雇用として該当労働者も応募できるとした「例外措置」通知を維持しています。

一方、国政に目を向けると、今年の3月に厚生労働大臣は国会で「無期転換を避けることを目的に、無期転換申込権発生前に雇止めすることは、労働契約法の趣旨に照らし望ましいものではない。そのような事案を把握した場合には啓発指導をする」とする答弁をしています。

本学における雇用上限5年制度の「例外措置」適用の判断は各部局・共同事務部に一任されています。仮に、各部局や共同事務部において例外措置を行わないことを組織的に決定されているような場合には、無期転換を避けることを目的とした雇い止めと判断され、労働局の啓発指導対象となります。また労務管理室は当組合との事務折衝において「そのようなことを避けるために組織的な決定をしているのであれば望ましくないので把握すれば是正していく」と回答しており、労使とも社会的に批判されることがないように進めていくことで合意しており、この問題での労使間での認識は一致していると考えています。

こうした観点に立ち、貴職に下記のことを要請いたします。

#### 記

1. 該当の時間雇用教職員から5年を超える雇用更新希望の有無を聴取するための面談を実施され、例外措置を適用して無期転換に取り込まれるよう要請します。
2. 今年度中及び今年度末日で雇用上限5年に達する組合員の時間雇用教職員に係る例外措置適用の対応について、当組合の中央執行委員会又は支部から懇談等を要請することがありますので、その際には誠実にご対応願います。
3. 2013(H25)年12月19日総務担当理事裁定「時間雇用職員の勤務状況評価について」による勤務状況評価日は1月31日付けとされていますが、(例外措置適用の検討のためには)少なくとも2週間程度は早く行うことが可能となるよう労務管理室に要請したところです。貴職においても年度末に「例外措置」適用に該当する場合には2018年1月中旬までに評価を可能とする運用に改善を願います。
4. 構成員に文科省公表の「調査結果概要」と、本学全体で「3割以上が例外措置を適用されている」ことを周知願います。

以上

(参考資料)

- ・ 事務折衝(6月30日) 報告メモ (組合員への報告分 ; 例外措置問題に限定)
- ・ 2017(H29)年3月24日の衆議院厚生労働委員会における日本共産党 高橋千鶴子議員の質疑) \*大臣から「無期転換ルールを避けることを目的として、雇止めや更新年限・回数を一方的に設けることは法の趣旨に照らして望ましくない、啓発指導を行っていく。」との答弁。  
([http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb\\_kaigiroku.nsf/html/kaigiroku/009719320170324008.htm](http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_kaigiroku.nsf/html/kaigiroku/009719320170324008.htm))
- ・ 東北大学職員組合発行「宮城労働局、東北大学に対して指導を行う」  
(<http://tohokudai-kumiai.org/docs17/pos170321.pdf>)
- ・ 各国立大学法人及び大学共同利用機関法人における無期転換ルールへの対応状況に関する調査 結果概要(平成28年度)  
([http://www.mext.go.jp/a\\_menu/koutou/houjin/\\_icsFiles/afieldfile/2017/05/19/1222251\\_03.pdf](http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/houjin/_icsFiles/afieldfile/2017/05/19/1222251_03.pdf))